

先之、元組合幹部にして除名されたる木村順一郎氏は小泉氏等幹部に對して多大の反感を懷きおりしが、折から桶工勿錢問題起るや彼は會社の後援を装ほひ棟梁側に加擔せるが如き言動をなして日夜組合員に暴言を吐き、小泉氏の身邊相當危険に思はるべき狀況にありしを以て組合員亦之に對抗して相當の警戒をなしおりしが、二十三日夕刻道路上にて組合員丸山、相澤の兩名は十數人の援護の下に木村を衝突して遂に彼を殺害した。この未曾有の慘劇が白晝労働組合運動に關聯して行はれたることは、本組合運動をして一層の深刻さを思はしめた。

大正十一年八月組合員益々増加したるを以て野田支部を野田支部聯合會と改稱した、組合員總數約一、七〇〇名

六、諸制度改善委員會—大正十一年自八月至十二月

會社は幾多の事件の發生に鑑み中島源次郎氏外八氏の改善委員を任命し、會社の諸制度を調査して是が改善に着手するに至つた。改善委員等は八月以降十二月まで廣く範を全國の工場礦山に求むるに共に、或は協同會に指導を乞ひ或は富田囑託ついで太田顧問を聘する等、銳意所期の目的を達せんことに努力したる結果、同年末具體的改善案を得たのである。而して其間會社は屢々小岩井氏堀越氏等組合幹部を招いて改正制度に對する意見を求めたのであるが、何等具體的成案を述べず、結局會社案のみにて決定したが、その大綱は大體左の通りである。

制度改正の主眼とする職工規定、扶助規定、組合規定其他作業制度等勞働條件に關する主要なる條項並に職工福利増進に關する幾多の具體的改正等

右の内新改正の根本とする作業制度は從來は内規によりて一人一日の作業分量が定められ、其分量を仕終つた場合は臨時退場を許してゐたので、遂に總同盟設立後の大正十一年にては相當仕事に亂雜となり、早いものは四時間位で退出する様なことが出来て、今日昭和二年に見るが如き短時間退場の端は此時既に表はれてゐたのである、依て新制度にては此の作業分量制度を全廢して單なる八時間實働制をなし以て其弊を矯正せんとしたのである。

七、所謂大正十二年の大爭議—大正十二年自一月十七日至四月十三日

斯くて出来上つた改正制度は愈々大正十二年一月十一日より之れを實施することに決定し、一月八日(及九日)職工代表四名を本店に招致して會社當務者より之を發表したるに、代表等之を見るに一勢に立つて諸種の質問をなすに共に轟轟として幾多の非難をしたので會社は一々之に應答したのであるが、翌九日夜に至り小岩井氏外二名は左記嘆願書を提出したので、會社は色々協議の結果十一月左記の通り要求の一部を容認したるを以て、職工側は新制度を全部承認十三日より悉なく新規定によりて就業するに至つた。

嘆願内容

一、山出し工の初任級を二圓五十錢とするに。

外四項目

會社容認大要

- 一、本人級、(所謂熟練工)改正制度にては日給一圓八十錢を發表したるものを二圓と訂正し
- 二、工具所定に於ける勤続年數の計算を大正七年一月一日に遡及せしむるに